工期設定要領

改　正　後	改　正　前	摘　要
変更なし （１）工事工程クリティカルパスの共有方法 　円滑な協議を行うため、施工当初（準備期間内）において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有すること。 　工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成すること。	別紙－１ 工期設定要領 （省略） ３工事工程クリティカルパスの共有 （省略） （１）工事工程クリティカルパスの共有方法 　円滑な協議を行うため、施工当初（準備期間内）において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有すること。 　工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨、特記仕様書等に明示すること。（別紙-3参照）	○北海道建設部土木工事共通仕様書（令和４年10月版）へ移行による削除
変更なし	別紙－２ 「標準工期算定日数表（漁港編）」使用にあたっての留意事項	
（削除）	別紙－３ （省略） **２．特記仕様書の記載例【工事工程の共有について】** 特記仕様書に以下事項を記載すること。 ○工事工程の共有について 　受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等をまえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し監督員と共有すること。 　工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。 　施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じ場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらな場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すこと。 ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた合 ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じ場合 ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響がじた場合 ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合	○北海道建設部土木工事共通仕様書（令和４年10月版）へ移行による削除